

志木市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

志木市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

志木市教育大綱の基本理念となる「次代を担うたくましい志木っ子と地域を支える市民を育む教育」を着実に実現していくためには、教職員が心身ともに健康で、子どもたちと向き合う時間を十分に確保し、教育の質の向上に専念できる環境を整備することが不可欠である。

本計画は、学校における働き方改革を強力に推進し、教職員の業務量管理の適正化と健康確保措置を計画的に進めることで、授業の質向上や児童生徒へのきめ細かな支援を可能とし、ひいては子供たち一人一人の学びと成長をより確かなものとするを目的とする。単なる労働環境の改善に留まらず、その熱意と能力を最大限に引き出すことで、志木市の未来を担う子供たちにより良い教育環境を提供し、持続的な教育の発展へと確実につなげていくものである。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「志木市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月24時間	9%	0%
中学校	月42時間	48%	3%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で48%と多くなっている。特に、部活動の業務負担が大きくなっている。そのため、「志木市立中学校の部活動及び地域クラブ活動方針」の見直しや部活動の地域展開を推進することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

小学校では学校行事や校務分掌等における更なる業務縮減・効率化の実現により、時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%として実現することが求められる。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標 【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【16日】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%まで減少させる【10.1%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を80%以下とする【81%】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。市の配置する交通指導員の配置に加え、保護者・地域住民の協力により通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者・地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続等の精査を進め、令和10年度予算を目途に公会計化する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

（「3分類」⑤関係）

- ・市教育委員会では直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校がスクールロイヤーを活用できる環境を整備し、行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・令和8年度に整備予定の校務支援システムの機能等を最大限活用することによって、児童生徒管理業務、文書收受および服務管理の電子化による、作業量の平準化及び業務全般の効率化に取り組む。
- ・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室を整備する。

◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・スクールサポートスタッフ（ICT支援員）の配置を拡充することにより、学校ホームページの管理やメンテナンス業務を軽減する。
- ◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
 - ・スクールサポートスタッフ（ICT支援員）の配置によりタブレット端末等ICT機器の日常的な保守を行うとともに、ネットワーク設備の保守点検を外部委託を行う。
- ◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・水泳指導を民間のスポーツクラブに委託することにより、プール施設の維持管理等に係る教職員の負担軽減を図る。また、体育館の地域開放施設の管理業務について、部活動の地域展開に合わせて業務委託を検討する。
- ◇学校部活動（「3分類」⑩関係）
 - ・令和10年度までに、原則、土日の学校部活動を廃止し、部活動の地域展開を拡大する。平日の学校部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員配置の維持継続を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフを全校に配置する。
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を90%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する会議等を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
 - ・特別支援教育支援員、日本語指導員、学校教育推進員（不登校対策支援員）福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（標準授業時数+71単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、欠席・遅刻・早退連絡や口座振替、インターネットバンキング等を活用した徴収金の徴収などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、100%にする。

- ・勤務時間外の留守番電話機能を全校に設置する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 8 0 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 1 1 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 5 0 人未満の学校も含め、ストレスチェックの回答率を 1 0 0 % にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校における定時退校日を月 1 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 7 日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。